

第7節 今後の課題と方向

府の自然は、原生的なものは極めて少ないものの、今なお多様な水と緑の自然が残されている。森林、水域、農地といった自然資源は、古くから農林水産業によるその生産活動を通じて保全・管理されてきたが、農林水産業の産業的役割が後退するなかで、就業者の減少ともあいまって、その管理が行き届きにくくなっている。

これらの自然資源は、府民にとって多様でかけがえのない役割を果たしており、府民の貴重な財産として、「自然と人間との共生」の視点のもとで、自然資源の一体的なつながりに配慮しつつ、その適正管理や保全・回復、創造・活用に努める。

府では、昭和61年度から『大阪みどりの10年』と位置付け、「市街地のみどりを3倍に増やす」こと、「水と緑のネットワークを確立する」こと及び「周辺山系等の貴重な緑を保全する」ことを基本目標として多様な自然環境保全施策を実施してきた。また、「大阪府環境基本条例」の制定を踏まえ、生態系の多様性の確保、豊かな緑の創出等を図るため大阪府自然環境保全条例の改正を行った。今後とも、北摂、金剛生駒、和泉葛城の三山系の保全、市街地緑化の推進、野生鳥獣の適正な保護管理と生息環境の改善等を実施するとともに、自然海浜保全地区（岬町の長松地区及び小島地区）の保全と適正な利用の促進、河川・ため池等の水辺空間の保全・整備など、自然環境の保全等に向けた取組みを総合的・多角的に推進する。

第1 森林空間の保全と活用

森林は、水源のかん養、山地災害の防止、保健休養等多様な公益的機能を有している。大阪においてもこの公益的機能に対する期待が大きい。近年、木材の需要や価格の低迷等により森林所有者の林業離れが進み、森林の管理水準が低下していることが危惧されている。

一方、レクリエーション、学習、人間性回復の場等のアメニティ空間としての森林利用に対する府民の期待が高まっており、このような府民のニーズに対応しつつ、いかに森林を適切に保全整備していくかが今後の課題となっている。

森林の公益的機能の一層の充実を図るため、その機能を的確に把握したうえで森林整備を進めるとともに、関係行政機関の連携を密にし、厳格な法令の運用を図ることにより、周辺山系の乱開発を防止する。

府民に快適な環境を提供するため、公有林を中心とした多彩な樹種の植栽等により森林景観の向上を図るとともに、入山者に自然愛護やゴミを捨てないなどのマナーの向上を啓発し、行政機関と府民が一体となって美しい森づくりを進める。

いきものの生息環境を確保するため、実のなる樹木の植栽、治山工事等における自然型工法の採用、水辺環境の保全等、いきものにやさしい森づくりを進める。

第2 自然とのふれあいの場の提供

近年、自然環境についての再評価や活用の声が高まりを見せており、レクリエーション活動や、環境教育の場等の多面的な利用が期待されている。特に、自然とのふれあいが子供たちの心身育成や情操教育に大きな効果をもたらすことが認識されるにつれ、自然の持つ教育的機能が見直されてきており、身近に自

然とふれあえる場として、あるいは府民が憩い、やすらぐことのできるレクリエーションや文化活動の場として、これらの機能を十分に活かすことのできるよう、周辺山系の森林を中心とした緑や身近な緑地空間の保全・整備を進めるとともに、教育等との連携等を強化していく必要がある。

森林利用に対する府民の多様なニーズに応えるため、府民の森等の自然公園施設を充実させるとともに、新たな森林利用拠点の整備を推進する。

府民の森をはじめとする森林利用拠点と、東海自然歩道、生駒縦走歩道、ダイヤモンドトレールといった既存の長距離自然歩道をネットワークさせながら、周辺山系を環状に結ぶ「環状自然歩道」の整備を進めるとともに、これらと市街地部の緑道等との連携を図りながら「自然とのふれあいネットワーク」の形成を促進する。

府民に森林・林業の知識と理解を深める場を提供するため、体験林業や木工教室を開催・実施する体験学習の場を整備するとともに、植林作業や間伐作業等の林業の体験の機会を提供し、森林・林業とのふれあいを促進する。

周辺山系の優れた自然環境の保全と活用を図るため、金剛生駒国定公園については、和泉葛城山系を中心として拡大を図るとともに、北摂山系における府立自然公園についての構想を推進する。

第3 身近なみどりの保全と創出

森林や農地等のみどりは、人々の生活に変化と多様性、休息とやすらぎを与えるとともに、現代人が自然とふれあうことにより得られる楽しさや生きがい等を実現する場として重要な役割を果たしている。とりわけ都市住民にとって地域の身近なみどりはかけがえのない貴重な財産であり、行政機関と府民が一体となって身近なみどりを積極的に保全・創出し、みどり豊かなまちづくりを進めていく必要がある。

このため、緑地の確保や施設緑化等について指導するとともに、「大阪府みどりの基金」を活用した緑化推進のための各種助成事業や顕彰施策を進め、府民が積極的にみどりの保全と創出に取り組むことのできる体制づくりに努める。また、自然環境保全条例の改正の趣旨を踏まえ、府民ぐるみで多様で豊かな緑づくりを推進するため、「緑づくりマニュアル」を作成するとともに、地域の自主的活動組織など府民参加のシステムづくりをすすめる。

まちづくり等に際し、自然環境の保全と回復に関する協定緑地を確保・保全するとともに、市街地とその周辺に残された良好な自然環境（緑地）について、都市緑地保全法に基づき緑地保全地区に指定し、保全を図るとともに、地域的、歴史的な緑であり、地域コミュニティの場でもある「鎮守の森」の保全整備に努める。

公共施設や住民が協同して行う緑化事業のための緑化樹配付事業等を行う。

民間施設の緑化のうち、都市景観をリードするような大規模な緑化を支援するとともに、緑化に対する府民のニーズに柔軟に対応した積極的な助成を行うことにより、都市アメニティの向上を図る。

公開性、公益性の高い施設を対象に、緑化計画の作成から樹木の植栽、管理指導までを実施する「大阪府緑化支援隊」の活動を通じ着実な施設緑化の推進を図る。

農地、農村風景を身近な自然として保全・活用するため、「赤とんぼ計画」に基づく事業等の推進に努めるとともに、ため池や農業用水路を府民の身近な水辺として活用するため、「オアシス整備事業」や「いきいき水路モデル事業」の推進に努める。